二十七　保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務
［二十八～三十九　略］
［6～13　略］
（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）
第六条　信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
［一・二　略］
三　当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法（第八十三条第四号、第八十九条第二項、第百十条の四第一項及び第百十条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第百十一条第一項第十六号の二において同じ。）に関する次に掲げる書面
［イ・ロ　略］
［四～六　略］
［2～5　略］
（専門子会社の業務等）
第十条　［略］
2　［略］
3　法第四条の四第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。
［一～五　略］
4　［略］
5　法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。
［一～七　略］
八　合理的な経営改善のための計画（信用組合等（信用協同組合等又は令第五条の四各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
［イ～ハ　略］
九　［略］

二十七　保険募集を行う者の教育を行う業務
［二十八～三十九　同上］
［6～13　同上］
（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）
第六条　［同上］
［一・二　同上］
三　当該信用協同組合等及びその子会社等（法第六条第一項、第六条の五第一項又は第六条の五の十第一項において準用する銀行法（第八十三条第四号、第八十九条第二項及び第百十条の四十五第二号を除き、以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに第百十一条第一項第十六号の二において同じ。）に関する次に掲げる書面
［イ・ロ　同上］
［四～六　同上］
［2～5　同上］
（専門子会社の業務等）
第十条　［同上］
2　［同上］
3　法第四条の四第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。
［一～五　同上］
4　［同上］
5　［同上］
［一～七　同上］
八　合理的な経営改善のための計画（法第六条の四に規定する信用組合等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
［イ～ハ　同上］
九　［同上］